

○ 岡山県環境影響評価等に関する条例

（平成11年3月19日
岡山県条例第7号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に際し環境影響評価及び環境管理を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価及び環境管理について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価及び環境管理が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業の実施に際し、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境影響評価 事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- 二 対象事業 次に掲げる事業の種類いずれかに該当する1の事業であって、当該事業の規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する対象事業を除く。）をいう。
- イ 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
- ロ 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川に関するダム及び堰せきの新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第8条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
- ハ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の建設及び改良の事業
- ニ 空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- ホ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第2項に規定する事業用電気工作物であって発電用のもの及び送電用のものの設置又は変更の事業
- ヘ 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置又は変更の事業
- チ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成及び同法第2条第3項に規定する製造業等に係る工場又は事業場の新設又は増設の事業
- リ 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業その他の住宅団地の造成の事業
- ヌ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業その他の流通業務を目的とした団地の造成の事業
- ル 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11

項に規定する第二種特定工作物、スキー場その他レクリエーションの用に供される施設の新設又は増設の事業

ヲ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場の新設又は増設の事業

ワ トからヲまでに掲げるものうち2以上のものを併せて実施する用地の造成等の事業

カ イからワまでに掲げるもののほか、1の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定める事業の種類

三 事業者 対象事業を実施する者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者）をいう。

四 環境管理 対象事業の実施以後において、将来判明すべき環境の状況を把握するための調査を行い、及び当該環境の状況に応じた適切な環境の保全のための措置を講ずることをいう。

（県等の責務）

第3条 県、市町村、事業者及び県民は、事業の実施に際しての環境影響評価及び環境管理の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価、環境管理その他の手続等が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その責任と負担において、環境影響評価、環境管理その他の手続等を誠実に実行しなければならない。

第2章 技術指針

第4条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定、環境の保全のための措置その他の環境影響評価及び環境管理を適切に行うために必要であると認められる技術的な事項に関する指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）に基づく岡山県環境影響評価技術審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 知事は、技術指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

第3章 環境影響評価

第1節 実施計画書の作成等

（実施計画書の作成）

第5条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）及び当該実施計画書の内容を要約した書類（以下「実施計画書に係る要約書」という。）を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 対象事業の名称、種類、目的及び内容
- 三 対象事業が実施されるべき区域（第24条第3項及び第36条第1項において「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況
- 四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
- 五 その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて実施計画書を作成することができる。

（実施計画書の送付等）

第6条 事業者は、実施計画書及び実施計画書に係る要約書を作成したときは、実施計画書及び実施計画書に係る要約書を、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、送付しなければならない。

2 前項の規則は、同項の地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項につい

て定めるものとする。

(実施計画書についての公告及び縦覧)

第7条 事業者は、実施計画書及び実施計画書に係る要約書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、実施計画書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、実施計画書及び実施計画書に係る要約書を公告の日の翌日から起算して2週間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、実施計画書に係る要約書の配布その他の方法により、前項の地域の住民に対し、実施計画書の内容の周知を図るように努めなければならない。

(実施計画書説明会の開催)

第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条第1項に規定する縦覧期間内に、第6条第1項の地域内において、実施計画書の内容を周知させるための説明会(以下「実施計画書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に実施計画書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、実施計画書説明会を開催するときは、その開催の日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを実施計画書説明会の開催の日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした実施計画書説明会を開催することができない場合には、当該実施計画書説明会を開催することを要しない。

(実施計画書についての意見書の提出等)

第8条 実施計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条第1項の公告の日(2以上ある場合は、それらのうちの最初の日)から、同項に規定する縦覧期間満了の日(2以上ある場合は、それらのうちの最後の日)の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、事業者又は知事に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の規定により知事に対し意見書が提出された場合は、知事は、速やかに、その写しを事業者に対し、送付するものとする。

3 事業者は、第1項に規定する期間を経過した後、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解(意見が述べられなかった場合は、その旨)を記載した書類その他規則で定める書類を、知事及び第6条第1項の規定により実施計画書の送付を受けた市町村長に対し、送付しなければならない。

4 前項の書類の送付を受けた市町村長は、送付を受けた日の翌日から起算して1月以内に、知事に対し、実施計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

5 知事は、前項の書面の送付を受けたときは、速やかに、その写しを事業者に対し、送付するものとする。

(実施計画書についての知事の意見)

第9条 知事は、前条第3項の書類の送付を受けた日の翌日から起算して2月以内に、事業者に対し、実施計画書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

3 第1項の場合において、知事は、前条第4項の規定による意見を勘案するとともに、同条第1項の規定により述べられた意見及び当該意見についての事業者の見解に配慮するものとする。

4 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを、前条第3項に規定する市町村長に対し、送付するものとする。

第2節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第10条 事業者は、前条第1項の意見及び第8条第4項の意見を勘案するとともに、同条第1項の意見に配慮して第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第11条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に

基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第3節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第12条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)及び当該準備書の内容を要約した書類(以下「準備書に係る要約書」という。)を作成しなければならない。

一 第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項(実施計画書の記載内容に変更があるときは、当該変更の概要及びその理由を含む。)

二 第8条第1項の意見の概要及び同条第4項の市町村長の意見

三 第9条第1項の知事の意見

四 前2号の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

ロ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

ハ 環境管理についての計画

二 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

七 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

八 その他規則で定める事項

2 第5条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書の送付等)

第13条 事業者は、準備書及び準備書に係る要約書を作成したときは、準備書及び準備書に係る要約書を、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第4項並びに第9条第1項の意見並びに第11条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条第1項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町村長に対し、送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第14条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、準備書及び準備書に係る要約書を公告の日の翌日から起算して3週間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、準備書に係る要約書の配布その他の方法により、関係地域の住民に対し、準備書の内容の周知を図るように努めなければならない。

(準備書説明会の開催)

第15条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第1項に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の内容を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第7条の2第2項及び第3項の規定は、前条の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第15条第2項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出等)

第16条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第14条第1項の公告の日(2以上ある場合は、それらのうちの最初の日)から、同項の縦覧期間満了の日(2以上ある場合は、それらのうちの最後の日)の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、事業者又は知事に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の規定により知事に対し意見書が提出された場合は、知事は、速やかに、その写しを事業者に対し、送付するものとする。
- 3 事業者は、第1項の期間を経過した後、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解（意見が述べられなかった場合は、その旨）を記載した書類その他規則で定める書類を、知事及び関係地域を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、送付しなければならない。
- 4 前項の書類の送付を受けた関係市町村長は、送付を受けた日の翌日から起算して6週間以内に、知事に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べる事ができる。
- 5 知事は、前項の書面の送付を受けたときは、速やかに、その写しを事業者に対し、送付するものとする。

（公聴会の開催等）

第17条 知事は、前条第3項の書類の送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催することができる。

- 2 知事は、公聴会を開催しようとするときは、その開催の日時及び場所を定め、これらを公聴会の開催の日の2週間前までに公告するものとする。
- 3 知事は、公聴会を開催したときは、当該公聴会において述べられた意見を記載した書類を事業者及び関係市町村長に対し、送付するものとする。

（準備書についての知事の見解）

第18条 知事は、第16条第3項の書類の送付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前条第4項」とあるのは「第16条第4項」と、「事業者の見解」とあるのは「事業者の見解並びに第17条第1項の規定により公聴会が開催された場合にあっては、当該公聴会において述べられた意見」と読み替えるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを、関係市町村長に対し、送付するものとする。

第4節 評価書の作成等

（評価書の作成等）

第19条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときは、その意見及び第16条第4項の意見を勘案するとともに、同条第1項の意見及び第17条第1項の規定により公聴会が開催された場合にあっては当該公聴会において述べられた意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第5条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から次条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- 二 第5条第1項第1号又は第12条第1項第2号から第8号まで（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項及び第3項並びに次条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。
- 三 前2号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を、技術指針で定めるところにより作成しなければならない。

- 一 第12条第1項各号に掲げる事項（準備書の記載内容に変更がある場合は、当該変更の概要及びその理由を含む。）
- 二 第16条第1項の意見の概要及び同条第4項の関係市町村長の意見
- 三 第17条第1項の規定により公聴会が開催された場合にあっては、当該公聴会において述べられた意見の概要
- 四 前条第1項の知事の見解

五 前3号の意見についての事業者の見解

3 事業者は、評価書を作成したときは、評価書並びに次条の規定による公告の方法及び縦覧の計画を記載した書類を、知事及び関係市町村長に対し、送付しなければならない。

（評価書の公告及び縦覧）

第20条 事業者は、前条第3項の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、評価書を公告の日の翌日から起算して1月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 事業者は、前項の縦覧期間の満了後において、関係地域の住民その他の者から評価書の閲覧の申出があったときは、これに応ずるように努めなければならない。

第5節 対象事業の内容の修正等

（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続）

第21条 事業者は、第7条第1項の規定による公告の日（2以上ある場合は、それらのうちの最初の日）から前条第1項の規定による公告の日（2以上ある場合は、それらのうちの最後の日。以下「評価書の公告の日」という。）までの間に第5条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合（第19条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第5条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

（対象事業の廃止等）

第22条 事業者は、第7条第1項の規定による公告の日（2以上ある場合は、それらのうちの最初の日）から評価書の公告の日までの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び実施計画書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- 一 対象事業を実施しないこととしたとき。
- 二 第5条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
- 三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日（2以上ある場合は、それらのうちの最後の日）以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第6節 評価書の公告及び縦覧後の手続等

（対象事業の実施の制限）

第23条 事業者は、評価書の公告の日後でなければ、対象事業（第19条第1項又は第21条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

2 事業者は、評価書の公告の日後に第5条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、軽微な変更その他の規則で定める変更該当するときは、第5条から第20条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第1項の規定は、評価書の公告の日後に第5条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「評価書の公告の日」とあるのは、「第20条第1項の規定による公告（同項の規定による公告を行い、かつ、第5条から第20条までの規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）の日（2以上ある場合は、それらのうちの最後の日）」と読み替えるものとする。

4 事業者は、評価書の公告の日から対象事業を実施するまでの間において対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第2項の規定は、当該引継ぎについて

準用する。

(評価書の公告の日後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第24条 事業者は、評価書の公告の日から5年を経過した後対象事業を実施しようとするときは、第5条から第20条まで又は第10条から第20条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことについて知事と協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議を行う場合は、期間を定めて、関係市町村長の意見を聴くものとする。

3 事業者は、第1項の規定により協議を行う場合のほか、評価書の公告の日後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第12条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第5条から第20条まで又は第10条から第20条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

4 事業者は、第1項の規定による協議の結果又は前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

5 第21条から前条までの規定は、前項の規定により公告の行われた対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「評価書の公告の日」とあるのは、「第20条第1項の規定による公告（次条第1項の規定による協議の結果又は同条第3項の規定により環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）の日（2以上ある場合は、それらのうちの最後の日）」と読み替えるものとする。

(許認可等に当たっての配慮等)

第25条 知事は、事業者が対象事業を実施するにつき法令（条例を含む。）の規定により許可、認可、免許その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）を要することとされている場合において、当該許認可等の権限を有するとき又は当該許認可等の権限を有する者に対し意見を述べることができるときは、当該対象事業に係る許認可等を行い、又は意見を述べるに当たり、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

2 知事は、前項に規定する場合において、許認可等の権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該許認可等の権限を有する者に対し、評価書の写しを送付し、当該対象事業に係る許認可等を行うに当たり、環境の保全の見地から当該評価書の内容について配慮がなされるよう要請するものとする。

(事業者の環境の保全の配慮等)

第26条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようしなければならない。

(工事着手等の届出)

第27条 事業者は、評価書の公告の日後に次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。

- 一 対象事業に係る工事に着手したとき。
- 二 対象事業に係る工事を完了したとき。
- 三 対象事業に係る工事を中止したとき又は再開したとき。
- 四 対象事業を実施しないこととしたとき。
- 五 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき（第29条第1項に規定する報告書を作成し、送付することとされている期間に引き継いだときに限る。）

第4章 環境管理

(環境管理の実施)

第28条 事業者は、対象事業の実施以後、当該対象事業について、評価書に記載された環境管理についての計画に定めるところに従って環境管理を行わなければならない。

(報告書の作成、送付及び公表)

第29条 事業者は、対象事業に係る工事に着手したときから当該工事の完了後5年を経過するまでの期間（環境の保全の見地から知事が必要と認めて指示する場合は、当該指示する期間）、規則で定めるところにより、前条の規定により環境管理を行った結果について報告書を作成し、これを知事及び関係市町村長に対し、送付するとともに、規則で定めるところにより、インタ

ーネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告書の送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該事業者が行った環境管理について意見を述べることができる。
- 3 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

第5章 手続に関する特例

(都市計画に係る対象事業に関する特例)

第30条 対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第3章（第6節を除く。）の規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、事業者が、規則で定めるところにより、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続に併せて行うものとする。ただし、同法第15条第1項の県又は市町村（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村）で当該都市計画の決定又は変更をするもの（次条及び第38条の2において「都市計画決定権者」という。）が、事業者の要請により必要と認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に代わって事業者が行うべき環境影響評価その他の手続を行うものとする。

(事業者の協力)

第31条 前条ただし書の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合にあつては、都市計画決定権者は、事業者に対し、同条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、実施計画書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第32条 対象事業に関し、市町村の条例によりこの条例の規定による環境影響評価、環境管理その他の手続等と同等以上の効果が期待できると知事が認めるときは、当該対象事業についてのこの条例の規定の適用については、知事が当該市町村の長と協議して定めるものとする。

(国等に関する特例)

第33条 国又は特別の法律により設立された法人で国が出資しているものが対象事業を実施しようとするときは、当該対象事業に係る環境影響評価、環境管理その他の手続等については、この条例の規定にかかわらず、知事が国又は当該法人と協議して定めることができる。

第6章 雑則

(法の対象事業等についての手続等)

第34条 知事は、法第4条第2項、法第10条第1項又は法第20条第1項の規定により意見を述べる場合は、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

2 第17条の規定は、知事が法第20条第1項の規定により意見を述べる場合について準用する。この場合において、第17条第1項中「前条第3項」とあるのは「法第19条」と、同条第3項中「事業者及び関係市町村長」とあるのは「法第2条第5項に規定する事業者及び法第15条に規定する関係市町村長」と読み替えるものとする。

3 第27条から第29条まで、第36条及び第38条の2第4号の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「法第2条第5項に規定する事業者」と、「対象事業」とあるのは「法第2条第4項に規定する対象事業」と、第27条中「評価書の公告の日後」とあるのは「法第27条の規定による公告を行った後」と、同条第5号中「第29条第1項」とあるのは「第34条第3項において準用する第29条第1項」と、同条及び第29条第1項中「関係市町村長」とあるのは「法第15条に規定する関係市町村長」と、第28条中「評価書に記載された環境管理についての計画に定めるところに従って環境管理を行わ」とあるのは「法第21条第2項の規定により作成された環境影響評価書に記載された法第14条第1項第7号ハに規定する環境の状況の把握のための措置及び当該環境の状況に応じた適切な環境の保全のための措置（以下「環境の保全のための措置等」という。）を講じ」と、第29条第1項中「環境管理を行った」とあるのは「環境の保全のための措置等を講じた」と、同条第2

項中「行った環境管理」とあるのは「講じた環境の保全のための措置等」と、第36条第1項中「環境影響評価、環境管理その他の手続等」とあるのは「環境の保全のための措置等」と、第38条の2第4号中「第29条第1項」とあるのは「第34条第3項において準用する第29条第1項」と読み替えるものとする。

(実地調査への協力要請)

第35条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、他人が所有し、又は占有する土地において実地調査を行う必要があるときは、当該土地への立入りについて、当該土地の所有者又は占有者に協力を求めることができる。

(立入調査等)

第36条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価、環境管理その他の手続等の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所若しくは対象事業実施区域に立ち入り、対象事業の実施状況若しくは対象事業に係る環境影響評価、環境管理その他の手続等の実施状況を調査させることができる。

- 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第37条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- この条例の規定に違反して環境影響評価、環境管理その他の手続等を行わないとき。
- 虚偽の記載をした実施計画書、準備書、評価書その他この条例の規定により作成し、送付することとされている書類を送付したとき。
- 第23条第1項(同条第3項及び第24条第5項において準用する場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施したとき。
- 前条第1項の規定により求められた報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表するものとする。
- 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(隣接県の知事等との協議)

第38条 知事は、第6条第1項の地域、準備書周知計画地域又は関係地域に岡山県の区域に属さない地域が含まれるときは、環境影響評価、環境管理その他の手続等について当該地域の存する県の知事と協議するものとする。

2 知事は、第6条第1項の地域又は関係地域に第32条の既定によりこの条例の規定を適用しないこととしたとする市町村の区域が含まれるときは、環境影響評価、環境管理その他の手続等について当該市町村の長と協議するものとする。

(環境影響評価に係る書類等の公開)

第38条の2 知事は、事業者又は都市計画決定権者が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者又は都市計画決定権者の同意を得なければならない。

- 第7条第1項の規定による公表(第30条ただし書の規定により都市計画決定権者が行う同項の規定による公表を含む。) 当該公表がされた実施計画書
- 第14条第1項の規定による公表(第30条ただし書の規定により都市計画決定権者が行う同項の規定による公表を含む。) 当該公表がされた準備書
- 第20条第1項の規定による公表(第30条ただし書の規定により都市計画決定権者が行う同項の規定による公表を含む。) 当該公表がされた評価書
- 第29条第1項の規定による公表 当該公表がされた報告書

(適用除外)

第39条 この条例の規定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

2 第3章第1節の規定は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(平成30年法律第89号)第16条第2項第10号に規定する選定事業者(以下この項及び次項において「選定事業者」という。)がその同法第22条第1項に規定する認定公募占用計画に係る同法第二条第四項に規定する海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、適用しない。

3 前項に規定する場合におけるこの条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第10条	前条第1項の意見及び第8条第4項の意見を勧告するとともに、同条第1項の意見に留意して第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項に検討を加え	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(平成30年法律第89号。以下「整備法」という。)第11条第1項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第10条第4項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して
第13条	第8条第1項及び第4項並びに第9条第1項の意見	整備法第11条第4項及び第7項の環境保全意見
	第6条第1項の地域	整備法第11条第6項の地域
第19条第1項第1号	同条	第10条
第21条及び第22条第1項	第7条第1項	第14条第1項
第21条	第5条から	第10条から

(規則への委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年6月12日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第4条並びに附則第5項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)までにその工事を完了した事業並びに環境保全に関する環境影響評価指導要綱(昭和53年岡山県告示第1023号。以下「指導要綱」という。)第2条第1号に規定する開発事業以外の対象事業(法第4条第3項第2号の措置がとられた事業を除く。)であつて、施行日から1年を経過する日までにその工事に着手する事業及び施行日において当該対象事業に係る許認可等の申請その他の行為で規則で定めるものがなされている事業(施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小、軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施するものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、当該対象事業に係る指導要綱に定めるところに従つて作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- 指導要綱第3条第2項の規定により知事に提出された開発事業計画概要書 第7条の手続を経た実施計画書
- 指導要綱第3条第1項の規定により知事が事業者に対して指導を行うために作成した書類 第9条第1項の書面
- 指導要綱第4条の規定により作成された環境影響評価調査書であつて、指導要綱第5条第1項及び第2項の規定による周知の手続を経たもの 第14条及び第15条の手続を

経た準備書

- 四 指導要綱第5条第3項の規定による知事への報告を
経た関係地域住民の意見の内容及び事業者の対応策を記載し
た書類 第16条第3項の手続を経た同項の書類
- 五 指導要綱第6条第1項の規定により作成された審査
意見書であって、同条第2項の規定により事業者に送付され
たもの 第18条の手続を経た知事の意見を記載した書面
- 六 指導要綱第7条の規定により知事に提出された書類
第20条の手続を経た評価書
- 七 指導要綱第8条の手続を経て策定された環境管理計画 第
20条の手続を経た評価書に記載された第12条第1項第6
号ハに規定する環境管理についての計画
- 4 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる
事業について、当該対象事業に係る前項第6号の書類があり、
かつ、前項第7号の環境管理計画がないときは、事業者は、指導
要綱第8条の規定により環境管理計画を策定するものとし、当
該環境管理計画を第20条の手続を経た評価書に記載された第
12条第1項第6号ハに規定する環境管理についての計画とみなす。

(関係条例の一部改正)

- 5 岡山県附属機関条例の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則 (平成12年条例第24号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第96号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成20年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条、第14条第1項又は第20条第1項の規定
は、この条例の施行の日以後に送付された第5条第1項に規定
する実施計画書、第12条第1項に規定する準備書及び要約書
又は第19条第2項に規定する評価書について適用する。

附 則 (令和8年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2
条第2号口の改正規定は、環境影響評価法の一部を改正する法
律(令和7年法律第73号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の岡山県環
境影響評価等に関する条例の規定による環境影響評価、環境管
理その他の手続等が行われている事業であって、改正前の同条
例第6条第1項の規定による送付がされたものに係る当該手
続等については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年条例第14号)

(施行期日)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。